



～「一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの」をめざして～

ちくしの女性センターニュース

2020年
12月

令和2年度 筑紫野市男女共同参画審議会（第1回）開催！



<第1回 審議会風景>

<第3次ちくしの男女共同参画プラン> 基本理念

「一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの」

筑紫野市では、男女共同参画に関する現状及び課題を総合的に検討し、男女共同参画社会の実現を図るために「筑紫野市男女共同参画審議会」を設置しています。

令和2年10月23日に開催した第1回目の審議会では、事務局から①審議会等委員における女性登用率の目標について ②令和元年度 企業における男女共同参画推進状況調査について ③コロナウイルスの流行下の中での今年の男女共同参画担当事業の現状について報告を行い、その後「第3次ちくしの男女共同参画プラン」の令和元年度の実施状況についての審議をしていただき、市の取り組みについての質問や具体的な提言などをいただきました。

審議会委員の皆様には、今後さらに審議を重ねていただき、令和2年度の最終答申をいただく予定です。

※次回の筑紫野市男女共同参画審議会（第2回）は、

12月14日（月）18時～開催予定です。

※審議会の開催についてのお知らせや議事録は、筑紫野市HPでもご覧いただけます。



今年の男女共同参画プラザ活動登録団体連絡会では……

「コロナ禍だからできること」「今出来ることをやっぴいこう」

新型コロナウイルスの影響で通常とは違う生活を強いられた一年。男女共同参画プラザ活動登録団体連絡会でも、今年の取り組みは計画どおりにはいきませんでした。

年度の始まりの定例会（毎月第1水曜日に開催）は異例の6月1日（水）からスタート。（※男女共同参画プラザの利用開始は6月からとなりました。）6月以降は感染症予防対策を行いながら毎月の定例会を開催し、定例会の中では「今出来ることをやっぴいこう」と（LINEも活用しながら）「男女共同参画かるた」の制作に本格的に取りかかりました。またイベントについては規模を縮小して開催し、「あすばる男女共同参画フォーラム2020」にはオンラインで参加しました。「コロナ禍だからできること」「今出来ることをやっぴいこう」と話し合い、取り組み続けた一年でした。



6月男女共同参画週間 セミナー

6月懸垂幕前 集合写真



8月 女性の人権と平和講演会

8月 女性の人権と平和
パネル展示



<11月のDV防止セミナー実施報告>

「これは『家族だけの問題』ですか？
～DVと児童虐待の世代間連鎖を予防するために～」

11月12日から11月25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。



<セミナー風景>

毎年この期間に筑紫野市では、DV防止セミナーを開催しています。

今年のセミナーは、前半は筑紫野警察署の生活安全課から「ストーカー・DV事案認知件数」について、また筑紫野市子育て支援課から「筑紫野市における児童虐待の現状」について報告・説明していただきました。また後半は河浦龍生さん（福岡子ども家庭支援センター「はくはぐ」センター長）をお迎えし、DVとは何なのか、DVの現状や影響、そしてDVの背景に児童虐待があり世代間連鎖があること、さらにこれからの支援についてお話していただきました。DVは「家族だけの問題」ではなく「社会の問題」であることを深く学ぶ機会となり、「どんな人でも人として尊重していくことは、対等平等のパートナーシップではないか」という河浦さんの言葉に、だれであろうとも「ひとりの人として向き合う」ことの大切さを再認識させられました。

男女共同参画プラザのご案内



※男女共同参画プラザ（場所は筑紫野市生涯学習センター1階）は、男女共同参画社会づくりの拠点として、9団体が登録し、男女共同参画に関する取り組みや団体間の相互交流、情報発信を行っています。

※男女共同参画プラザに登録を希望される団体は、お気軽にお問い合わせ下さい。

新着図書が入りました！
新着図書も
貸出できます！



※また、男女共同参画プラザでは、男女共同参画や女性問題に関する図書や資料を各種取り揃えています。図書はひとり3冊まで2週間借りられます。



閲覧コーナーも復活！
新着図書コーナーも
新しくなりました！

女性センター相談室のご案内

夫婦のこと（DVや離婚など）、家族のこと、職場のこと（人間関係、セクハラ、パワハラなど）、相談は無料です。秘密は守ります。



ひとりで悩んでいませんか？

TEL (092) 918-1311



※総合相談は予約が優先となります。
※法律相談は、相談日の2週間前の水曜日から、電話で申し込んで下さい。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため
面接相談は必ずマスク着用をお願いします。

相談	日時
総合相談	月～金 9:00～16:30 (祝日除く)
女性弁護士による 法律相談	毎月第2・4火曜日 13:00～16:00(1人30分)

<発行>：筑紫野市総務部人権政策・男女共同参画課 男女共同参画担当

〒818-8686 筑紫野市石崎 1-1-1 筑紫野市役所

TEL：092-918-1311 e-mail：danjo@city.chikushino.fukuoka.jp